

第144回 滋賀県森林審議会

日 時：令和6年3月27日（水）

13：00～15：01

場 所：滋賀県庁東館7階大会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 令和6年度琵琶湖森林づくり事業について

(2) 滋賀県の森林・林業行政推進のための造林公社のあり方について

4 閉会

[13時00分 開会]

1 開会

○司会：本日の審議会は、委員数15名、出席委員12名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

2 あいさつ

○琵琶湖環境部長：(審議会出席者へのお礼)

本日の審議会は、「令和6年度琵琶湖森林づくり事業について」と「滋賀県の森林・林業行政推進のための造林公社のあり方について」の2件。

○司会：<配布資料の確認をする>

3 議事

○司会：議長は、運営要領第3条に従い会長に願する。

○会長：承知した。当森林審議会は「滋賀県森林審議会の公開の取扱い方針」に基づいて公開し、公開の方法は、会議の傍聴と議事録の公表により行う。

○議長：本日の議事は2件。

・「令和6年度琵琶湖森林づくり事業について」

・「滋賀県の森林・林業行政推進のための造林公社のあり方について」

事務局から説明をお願いする。

(1) 令和6年度琵琶湖森林づくり事業について

○事務局：<資料に基づき説明を行う>

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

○委員：「新しい林業」構築モデル事業で、「家族信託制度を活用した森林管理や最新技術による保育専用機器の導入」とある。保育専用機器は具体的にどのようなものを想定しているのか。

○事務局：今までは下刈り機を持って山の中で人が草を刈っていたが、最近は研究が進み、無人のラジコンで草を刈るような機械が出てきている。あるいは枝打ちロボットは大分軽量化が図られて、取扱いが簡単になっている。そういう最新技術を用いた機械を導入して軽減化を図ろうと考える。

○委員：下刈りのドローンは導入されているところも増えてきているが、雑草木の種類や地形、いろんな要素で使い勝手が様々だという話は聞いている。その辺の検証も含めてできたらいいと思う。

○事務局：下刈りのドローンは、鹿児島県かどこかでやっていたと思うが、機械自体がうまく回らないとか、取扱いが難しいと聞いている。和歌山森林管理署で実際に現場を視察して、下刈りを全くしない、できるだけ省力化して下刈り回数を2年に1回にするなどの、試みもみてきたが、下刈りを省力化すると雑木と植栽木とが混ざって、中に入れないとか、虫が発生したり、今のところは正解がないようだ。いろいろ情報を集めていきたい。

○委員：下刈りは一番労働負荷が大きく、コスト的にも大変で、どの県でも悩んでいるところ。ぜひ最新の機器も入れつつ、国のほうでは、冬に下刈りをするなど、時期をずらしてできるだけ労働負荷が少なくなる形も検証している。その辺の情報も併せて、滋賀県もデータを構築していただきたい。

○委員：「新しい林業」は、ハーベスタだけが書いてあるが、システムとして考えなければいけないと思う。路網の整備もしなければ。この10年以上見てきて、全然進んでいない。林野庁で勉強してきたが、中間管理職の人が勉強して進めなければ、この分野はなかなか進まない。

ハーベスタも平地だけで、道がなかったら鉄の塊で、3mぐらいの道をつけなければ、この高い機械は力を発揮できない。その点をもっと知ってほしいと思う。

○事務局：全国では1,999台のハーベスタが導入されている。その中で本県はわずか4台だけという状況。機械を入れて、すぐに素材生産量が上がるのかというと、全くそうではない。機械を入れても、現実的にどう使えばいいのか分からないのが本県の現状。機械を100%動かすための段取り、例えば木の倒し方にしても、作業道のどこで作業をすればいいのか、なかなか理解されていない。一つ一つの作業が連携してつながりになるのが、林業のこれからの仕事。それを検証するのが、このモデル事業でやりたいこと。

搬出間伐と主伐とはやり方が違うことを説明した。間伐は生えている木の3割を切る、主伐は生えている木を全部切る。倒す方向もあるし、間伐はヒノキの場合は必ず「かかり木」になる。それを避けるために1本1本状況を見ながら伐採する。主伐の場合は、その選木作業がなくなり、同じ方向に倒していく段取りがかなり重要になる。どうすれ

ばより効率的にできるかを実際に検証して、それを現場にフィードバックして、このモデル事業でやりたいと考える。

○委員：この機械こそ、教育。イメージトレーニングするもので、林野庁へ行ったほうが、今後の滋賀県の林業が上がっていくと思う。

○議長：林野庁の考えていることは、すばらしいが、それとは別に地域性もあり、下刈りの方法や、森林の目標も地域によって違う中で、「新しい林業」の滋賀県モデルをしっかり見ていくことが重要と思う。そのためには、単に機械を入れるだけではなく、その検証作業も重要になる。

○委員：モデル事業で本県が推進していく主伐・再造林の対象となる造林の土地は、どこを対象にして、どのくらいの大きさか。一番心配なのは、事業として成り立つということが前提で、出口のほう、利用の方法を伐採したところであるのかを聞きたい。

ここで述べているのは、入口と出口の真ん中の話をされているので、入口、出口はどうなっているのかを聞きたい。

○事務局：入口は、昭和30年代、40年代の拡大造林で、山のかなりてっぺんまで木が植えられている。そういうところで採算が合うのかというと、当時は架線集材を想定して植えてきたと思うが、材価が外国産材と戦わないといけない出口が決まっている中で、効率性が求められている。ゾーニングという考え方を導入し、林業経営ができるのかどうかという判断が第一。ゾーニングで分けた中で林業経営の適地について、再造林を行っていく方針で考えている。

出口は主伐。間伐の3倍、材が出てくると考えている。現状では10万 m^3 に届かない状況で、最近は8万、9万になるときもある。それが3倍で12万、13万。例えば10万 m^3 出している中で、作業者はひっ迫の状況にある。さらに植栽をしなければならぬ、主伐に移ると、さらに人手が必要になり、人を増やすとともに木材生産量を上げていくことになる。

本県の周辺各府県の大型工場に出している状況で、当面の間は、出せる体制、人づくりが大事と思う。併せて、主伐・再造林を進めて販売にも力を入れていく流れになる。

○委員：入口は分収造林事業関係の対象地か。

○事務局：造林公社や県営林もあるが、民有林では施業集約化を平成20年からやっている。搬出間伐ができる林齢になったのが平成20年ぐらいで、各森林組合に地域を集約化して、零細の所有者を複数取りまとめて道をつけて搬出間伐しようとやってきた。

そこは採算が取れるので、そういうところからやっていくのも、ひとつの方法と思う。

あるいは、生産森林組合のような大きなまとまりになったところをターゲットにすることも考えられる。その辺はまだ具体的にはわからない。考え方としては、道から近いところや傾斜の緩いところ、道をつけたら遠いが入っていけるようなところなどを選んでいきたいと思う。

○委員：県が直接関与しているか、公社が関与しているかにかかわらず、いろんな土地を対象にして、採算が取れそうなところからやっていくのか。

○事務局：はい。

○委員：今の伐採量から比べるとどのくらい増やすのか、規模感をもう一度教えてほしい。

○事務局：琵琶湖森林づくり計画では、50haという目標数値が上がっているのので、それを目指していきたい。

○委員：これは何年ぐらいか。50haだと、そう多くはない。何千万もかけるか、どうだろうと。

○事務局：計画によると、2025年度に年間、再造林面積として50ha。

○委員：1年間ですね、分かりました。

○議長：皆伐再造林は、県民の関心も高いと思う。コスト的、経營的だけでなく、環境的な検証もその中にぜひ含めてほしい。

他に意見がないか求める。

○委員：2点ほど質問がある。

まず1点目が、2ページ目のクラウドの構築に関する事。クラウドシステムの構築は非常に情報共有に役立つと思う。ぜひ進めていただきたい。構築した後の維持管理は、個人情報等含むデータで、情報漏洩に関するリスク管理は構築した後も続けられないといけない。今後の予定をお聞きしたい。

2点目が、災害に強い森林づくり事業の2番目の緩衝帯整備に関する事。裸地化しているところは野生動物が出てきやすい。刈払い、森林保全は非常にいい取組だと思う。一方で、藪や上層木を抜き切りすると、林床が明るくなり、草本類が繁茂してきて、シカの餌場になりシカが集まってくるという状況も散見される。刈払いの最後に、下草の管理も続けていく必要があると思う。協定を締結して定額で補助すると書いているが、具体的にこの緩衝帯を整備した後の維持管理について教えていただきたい。

○事務局：1点目のクラウドシステムの件は構築に取り組もうとしている。どのデータを

どういう相手方とどのように共有するかについて、来年度1年間、専門家の意見等を聞きながら慎重に進めていきたい。本格的に運用するのは令和7年度以降と考えている。

○事務局：2点目の緩衝帯について、補助の対象は、上層部の木を下層木も含めて切るところまで。協定は、その山を開発しない内容になっている。維持管理は事業主体か、あるいは森林所有者で行う。餌場のような状態になるという御意見もあったので、今後、森林所有者、事業主体に周知をして、そうならないよう取組を検討したい。

○委員：緩衝帯に関しては、最初の伐採に補助をして、その後の維持管理は協定に基づいて地元がするという形か。

○事務局：はい。

○委員：分かりました。草刈りの手間や能力が地元の負担になっている現状もあるので、地元に過剰な負担がかからない協定を結んだり、追加の補助を検討していただきたい。

○議長：クラウドシステムは、先ほどの「新しい林業」の基盤になるものだと思う。来年度どういう活用ができるのか議論してほしい。

他に意見がないか求める。

○委員：木育拠点施設の整備は、ハード面は来年度改修されて、令和7年度運用開始と書かれているが、運営方法や運営主体のソフト面について、可能な範囲で聞きたい。

○事務局：木育拠点の運営は、今年度実施した関係者のワークショップでも、拠点を整備して、その後の運営をどうするか、その中で活躍する人材が大切という話がでていた。まだ具体的なところまでは煮詰まっていないが、令和6年度の整備工事と並行して、運営の担い手や、県立施設として、どういう仕事をしていくのか検討していきたい。

現在、木育の取組も行っており、木育の講座やイベントの開催、木製品の貸出しもこの拠点を中心にやっていきたいと思う。たくさんの方に来ていただき、楽しんでもらえるような施設にしていければと思う。

○委員：木育は本当に全国でも大事な取組になって、あちこちでやっている。木のおもちゃで遊ぶことプラス、この木がどこから来たのか、どういう由来なのか、本当に森のことを考えるきっかけになる、そういうプログラムができたらいと思う。場所も街なかからは離れているが、周りに森があり実際に立ち木を見ながら、それが加工されたらこうなると学べる場所だと思う。ソフトもどんなプログラムで発信していくのか、今後議論を重ねていただきたい。

○議長：自然環境教育などと、うまくリンクして、すばらしいものをつくり上げていただ

きたい。

他に意見がないか求める。

○委員：森林クラウドシステムでデータ登録や共有先は、来年度以降に慎重な議論ということだが、クラウドをつくった以上、内容の検証やデータを更新して維持管理していくことが非常に重要になる。データベースをつくったときが最新で、その後、全然更新されないこともままあり、気になる。

○事務局：専門家と検討し、特に対象となる市町や、県の出先機関でもしっかりと活用できるように、普及や使い方等についても、皆さんに利用していただける取組を考えている。

○委員：クラウド自体も、うまく動いたら一部を使って木育の教育に使えると、より一体化していいと感じた。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：災害に強い森林づくり事業は風倒木等の被害対策と書いてある。予防伐採が中心で、実際に倒れたところの事業には使えない理解でいいのか。

それから、緩衝帯整備は獣害予防のために重要だが、緩衝帯を造っても、人があまり出入りしないようなところでは、管理が非常に大変になる。管理のランニングコストで、草を刈ったりする費用は結構かかる。そういうものにも使えるのか聞きたい。

○事務局：予防伐採のみ対象としていて、倒木の被害に遭った森林をどうするかは、場合によっては補助造林事業等で対応できるものもあるが、一般的には対象となっていない。

緩衝帯については、維持管理は森林所有者の負担、取組をお願いしたいと考えている。

○委員：森林所有者ですか。

○事務局：協定の中で、維持管理については所有者、事業主体、市町の御負担も多少あるとは思いますが、基本的には所有者の土地なので、維持管理を自らやっていただく。

○委員：民有林の場合は、下の土地はまた別の人かもしれないですが、全員の許可を取って、それを事業主体として市が協力するのか。

○事務局：土地が違うところはないと思う。

○委員：それは予定していないのか。

○事務局：はい。

○委員：では、山林の一部を削って緩衝地帯を造って、民有林であれば事業主体は民なのか、市なのかがよく分かりませんが、そこが基本になって、後の管理をしていくという

ことで、最初のところだけ県は補助するということか。

○事務局：はい。

○委員：分かりました。もう少しやってほしい。実際、その後の費用が結構かかるので、また検討をお願いします。

(2) 滋賀県の森林・林業行政推進のための造林公社のあり方について

○事務局：〈資料に基づき説明を行う〉

○議長：事務局から造林公社の在り方を経営的側面から検討する専門機関として「造林公社経営検証委員会」を新たに設置するという提案があった。

事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

○委員：分収契約の割合は9対1とあるが、その点はどうなるか。

○事務局：実績は、資料の13ページ。目標は所有者の同意が前提になるが、13ページの、財務状況の改善の3項目。分収割合の変更、これが9対1にするもの。不採算林の解約は、契約を解除して返すもの。契約期間の延長は、この長伐期化することを所有者に同意いただく必要がある。現状の長期計画は二千数百人、全員の同意が前提となっている。令和4年度の実績は、累積達成率で表現している。長伐期化は9割以上が同意している。

○委員：はい、分かりました。

○議長：この分収割合の変更は、全面積が100%という理解でよいか。

○事務局：はい。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：経済的・経営的側面から検証委員会を設定する。本審議会では公益的機能についての議論、その点について聞きたい。

下流域への安定的な水供給のための水源涵養機能を維持する。少しずつ間伐をしながら広葉樹林化を確実に図っていかなければ涵養機能が維持されない。現状として、既に間伐を入れた林でどれぐらい下草が入っているか、混交しているか、土壌流亡がないのか、リターがどれぐらいなのかについて教えてほしい。

○事務局：あくまで事務局で把握している情報だが、平成27年度から本格伐採が始まり、まだ10年たっていない。下層植生は、一定繁茂、シカの影響等は当然考えられるが、一定、高木性の広葉樹の森林は見られるという報告は受けている。

10年たっていないという現状で、今後、しっかりとモニタリングをしながら、生えてこなければこの分収造林の伐採、搬出のやり方が成立しないので、10年に1回切れるかどうか現場に応じて考えていきたい。

○委員：10年しかたっていないとも言えますし、10年たった段階で、高木性の樹種であれば、ある程度進入が認められると思う。シカの影響もかなり大きいところですので、公社造林の話だけではなく滋賀県全体でのシカ対策も合わせて考えていかないと、経営はともかく、公益的機能の発揮は、日本の水源林として重要な琵琶湖を守る上でも重要になる。モニタリングと検証を必ず並行して進めていただきたい。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：2点、お聞きします。

1点目は確認で、前回、伐採、搬出した後にはげ山になってしまうのかという質問をしたが、資料2-1、1ページの説明をまとめると間伐をして、広葉樹の生えるのを待って、さらに間伐を進める。段階的にやっていくので、はげ山になるのではなくて、途中の移行期については、針葉樹等も残って、最終的に広葉樹が全部生え終わるのを待って伐採していく。そういうことで公益的機能を守るという理解でよいか。

○事務局：はい。

○委員：もう一つ、造林公社の経営。

大変だということもよく分かる。林業の現状から、ある程度予想されたことではあります。2つの役割を分けて森林審議会と経営的検討に特化した委員会で、まず公社経営検討委員会を設置して、5回程度議論する。最終的な見通しは、どこまで検討するのか、経営分析するだけなのか、立ち直りのために何か再生の案がでてくるのか。以前は900億以上のお金をカットするために特定調停という方針が取られた。さらに先へ進むと、民事再生や破産、そういう法的手段もある。そういうところまで踏み込むのか、その辺の見通しはどう考えているか。

○事務局：様々な処理の方法、債務をどうするのか、造林公社が抱える資産は、契約者との契約に成り立っているもので、残った山はどうするのか、そのような検討については、検証委員会の中ではゼロベースで、いろんな在り方があると思う。例えば、造林公社の山を一部県が引き受けるとか、県有化、県有林化というのも可能性の一つとしては考えられることだとは思う。そのようなことも含めてゼロベースでこの検証委員会の中でしっかりと検討していきたい。現状では何か決まったことがあるわけではない。

○委員：この2つを分けて検討することで、経営ベース・経済ベースで見たらどうなるのか、一定の結論というか方向性とか、幾つかの選択肢を出して、ある程度危機感を共有することが大事だと思う。

林業の現状は厳しく、普通の方法を取っていたら再建はなかなか難しい。法的手段を取るのか、さらには税金を投入するのか、民有林も共有するのか、これはみんなで考えなければいけないので、ある程度突き詰めたところで一定のことを出しいく。放っておくとどうなるかを言わないといけないと思う。

全国の自治体で第三セクターが難しくなっている。第三セクターを潰してしまったらどうなるのかを地域住民に共有して、税金投入もやむなしとするのか、もう清算するかという議論が必要で、曖昧なままでは全然合意が得られない。経営ベースで有識者で検討するのであれば、その面から見たら実際にはこうなり、そのときの選択肢をある程度ピュアに示して、みんなで共有していかないと、本当の結論というのは出てこないと思う。

本審議会で公益的機能を考え、治水や利水のこと、山の維持のこと、琵琶湖のことを考えて、意見を言わなければいけないと思うが、経営ベースの話共有することを念頭に置いて検討していただきたい。

○事務局：住民や関係者、また市町に状況を明らかにしながら検討していきたい。事務局提案の資料では、検証の進め方として一旦審議会を休むようになっていますが、森林審議会は、別の議題で今後も開催する。経営検証委員会の検討状態についても、審議会に共有しながら進めていきたいと考える。提言をもらってから審議会に移るということだけではなく、同時並行で進めていくパターンも考えられる。共有後、意見をいただき、また次の在り方に反映したいと考える。

現在のところ、検証の進め方や時期も決まっていないので、検討の進行状況に応じて進めていきたい。

○委員：林業の在り方、伐採の問題等について、産業の在り方として製造業をどうするかという問題があり、外国企業の撤退もあり、企業立地をどう進めるかという大きな問題に各市が直面している。それ以外に農業の問題があって、スマート農業を進める、それから後継者をどうやって確保するか大きな問題がある。林業の問題を、どうしていったらいいかは採算を考えると本当に難しい。しかし、公益的機能が非常に大きい。山の保水機能は非常に重要で、それを無視して採算だけではできないのはもちろん、もう一方

で、採算が一番難しい分野で、本当に危機感を共有して進めないといけない。

林業の将来、公益的機能のことも共有しながら、経営のことを考えないといけない。かつての何百億という債務カットに続くようなことがあり得るだろうと思う。いい形がつかれるようにしたい。ぜひ皆さんとともに、危機意識も共有しながらやっていきたい。専門家の意見、委員会の意見を出して、今後の林業を検討したい。ぜひ県も力を入れてほしい。

○議長：公益的な部分と経営・経済的な部分は、切り離せない部分もあり、いかにキャッチボールができるか重要なことだ。

他に意見がないか求める。

○委員：経営的に厳しい状況で別途委員会を設置して検討する。本審議会では公益的な面からの検討をする。公益性を追求すると利益に関しては度外視する形になって、切り分けてしまうと、どちらの意見も決められず、齟齬が生じて結局どうしたらいいのか難しい状況が起きる。切り分けるのではなくて、随時情報共有をしながら検討を進めたほうがいいと考える。

この審議会での意見に関して、経営的にどうか、実際問題できるか意見をいただき、案を練っていきたいと考えている。

結局利益が出ない、赤字になると、そもそも事業、林業自体が成り立たないことになる。どこまでだったら我慢できるのかも含めて今後、連携してもらいたい。どういう対策ができるのかをぜひ、事務局や経営関係の方から意見をいただきたい。

○事務局：公益性の議論をすれば採算度外視、経営的側面の議論は難しくなることもあって、経営的なことはその専門家で一旦議論するというのが今回の提案。とはいえ、経営的側面と公益的側面というのは完全に切り離されるものではないことは承知している。

情報共有が必要との御意見をいただいたので、進め方の参考としたいと思う。経営が大事と言うと、どうしてもコストカットの話になるが、今後も必要な投資は行っていくべきと考える。併せて検討していく。

○議長：今の方針は、公益的側面だけを切り離してではなく、総合的にという理解でよいか。

○事務局：できるだけ、情報共有をして、その意見が検証委員会やお互いの委員会の中で反映できるものはしていこうと考える。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：他府県での事例で同じような経営困難で、水源流域での公社は各県にあるわけではない。ほかの地域での事例、経営困難に陥った場合の国との連携も含めて、どのようにされているかを、お教え願いたい。

○事務局：全国で林業公社は24の県で残っている。15県で公社を先行して解散している。水源林を守るような公社は、ほかには岐阜県、木曾三川の水源を守っている公社がある。全国で水源を守る公社は、滋賀県の造林公社と岐阜にある木曾三川の公社、この2つ。

滋賀県の造林公社は経営もちろん大事だが、水源を守るという元々の公社の理念、琵琶湖・淀川流域を守ることは大切で、今後もこれは不変である。岐阜県も同じような状況だと思うので、今後の検討の中で岐阜県と意見交換をすることもあると考えている。

○委員：今の話からすると、滋賀県だけで議論するような内容ではないとは考える。滋賀県で意見をしっかり持って、方針を決めていかないと具体的には進められないと思うが、淀川流域、琵琶湖を水源とする他の府県と緊密に連携して、当然お金のことの要求も、しっかりやってほしいと思う。その辺をどう取り組んでいくのか、よく検討して、方針を練っていただきたい。

○議長：この件について、例えば淀川流域の他府県と実際に連携というのはまだされていない。

○事務局：連携とまではいかないが、林業公社の経営問題は全国的にも課題になっており、滋賀県と同じように、滋賀県のようにまだ進捗は進んでいないかも分からないが、同じ課題を共有できる仲間がいるはずで、その仲間づくり、仲間探しは同時に進めたい。仲間をつくって、国に一定要望することも考えている。

○委員：政治の方面から、国への働きかけも大事になると思う。県議会や国会議員の方等も巻き込んでできたらと考える。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：11ページの「採算性判定に基づく森林区分」について、採算林、非採算林、不採算林は、先ほどのライダーデータの樹高分布から成長の悪いところ、よいところでゾーニングされたのか、道からの距離などの計算法だったのか、どういう形で区分されたのかを教えてほしい。

○事務局：採算林、非採算林は、平成23年に策定された長期経営計画に基づいて、レー

ザのような最新技術がない時代に道から近いとか、あくまでその当時の技術で最善の方法で検討した結果で、現在の区分分けではない。

○委員：その最善というのは、道とか搬出方法などの計算か。もう既に、その区分判定に基づいた採算林は、ある程度の面積が伐採されているが、今後、そのライダーデータをベースに採算、非採算の再ゾーニングをする予定か。

○事務局：レーザのデータが出てきて、あまり時間がたっていないが、ゾーニングには使っていくべきものである。より精緻なデータで、採算性の判定をもう少し現実的なものにできると思う。現在はこの面積で採算林とか非採算林、不採算林と規定しているところが、今後、エリアは当然変わっていくべきものだと考える。

○委員：先ほどの図で、公社が持っている林は樹高が低い状況であったと思うが、かなり条件が厳しい箇所が多いと思う。林業が厳しいのは全国の問題で、採算性、生長量のいいところで林業を継続的にやる、そうではないところで何段階かにゾーニングするという動きが全国的にもあって、ライダーデータを整備する県が多い。整備して、来年度には全県でデータがそろうので、再ゾーニングも検討いただきたい。

○事務局：ぜひ、そのように使っていきたいと思う。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：森林審議会が公益的側面からの検討をするのはいいと思う反面、資料2-1、1ページで、特に水源涵養機能について、書かれているが、「中小洪水に一定の効果を発揮する」とか、表の中の「洪水緩和機能」の後半の部分、「大洪水時には顕著な効果が期待できない」のところ、必ずしもプラスだけにはならない。マイナスは出てきてしまう部分も、ある程度言っておかないと。局所的にすごい雨が降ったりした場合に洪水が起きたり、土砂災害が発生したりは、森林だけでは防げないところがある。森林の効果はもちろん、森林があることでふだんのピークの減衰や、侵食崩壊防止に寄与していることは十分に分かっているが、森林だけでは難しいところもあると発信しておかないと、もし災害が起きたときに、公益的側面は駄目と言われてしまうおそれがある。

プラスの面も出しつつ、モニタリングで、例えば時間雨量が100mmを越えたときについては限界ということも併せて発信しておくことが必要と考える。

○事務局：資料の元の論文も、あくまで一定の効果を発揮する表現となっている。その一定の効果がある森林を前提に流域治水のような計画が作られていることが記載されている。森林が万能であるようなイメージを与えない資料作りが大事だと考える。

○委員：ぜひそのように進めていただきたい。

○議長：今の御指摘は、森林環境教育や木育の話にも関わると思う。正しい理解の普及も併せてお願いすべきと思う。

○委員：先ほどゾーニングの話が出たが、林業をこれから続けていけるところとそうでないところで分ける。これは、全国的に広がってきている考え方であるが、公益性でいうと、森林をつくった、荒れた山を森林に戻したことは事実。先ほどのレーザでは樹高が10m程度、青い色で示してあるような成長の悪い林分で伐採しても、そこまで行くにも多大な経費もかかる。公益的機能として森林が造成できたことをもって、県の造林事業としては手を離すのも、行き過ぎた話かもしれないが、いいのではと考える。

○事務局：経営の合わない、公社の分取造林事業上どうするか、あらゆる方法が考えられる。その後どうするのかについてゼロベースで検討していきたい。また、この審議会でも情報共有をしながら、検討を進めていきたいと思う。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：もう少し早く対策が何かできなかったのか、ずっと疑問に思っていた。

夢と希望を抱いていた、山主が高齢化する中で、採算林があるとか、航空レーザで分かったということで、成長が悪いのは事前には分からなかったと思うが、そういった思いも察していただきたい。専門の委員会を立ち上げるということで、公益的側面からの点もちろん、これ以上損失が出ないように、将来の山をしっかりと守るような改革を願う。

また、琵琶湖は大事な水源で、滋賀県だけの問題ではないと思うので、京都などほかの県に、足りない予算を御協力いただくことはあるのか。

○事務局：下流府県との関わり、上流域に滋賀県があって下流域に水供給で、水源の恩恵を受けている下流県がある。上流県と下流県という関係の下で連携や協力を求めていると考えている。

○委員：林業の従事者の方が減っていく中で、そこも含めて考えていただきたい。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：民間の山林でも買う人が決まっていないと、山の木は出せない。切って置いておくことができないので、需要がある程度決まってからしか出せないと聞く。造林公社はさらにまた奥に山がある場合が多いと聞き、ただ単にお金をかけるのではなく、使う目的を県などで出していくと、山の持ち主、民間も、造林公社も使う予定があるので木を

出したいという話が展開していく可能性もあると思う。

滋賀県もどんどん木造のものを出していただきたい。先ほど木育の話もありましたので、指針を出して、滋賀県がまずトップに立っていくと各市町村も追随すると思う。そういう手を広げていって、教育的なこと、人の派遣もできたらいいと思う。

検証委員会は、いろんな方が参加すると思うが、この状況ですごく経営がうまく回るようなことはないと思う。いろんな面から意見を出して、公益的なものと組み合わせて、これから頑張りたい。

○事務局：林業の採算性の話になると、需要を喚起してその需要にどう応えていくか、そのためには計画的に伐採して出していくということが大事で、ものづくりの上下流で情報を共有しながら、公社の木材生産もやっていくべきだと。公社に限らず林業全体の話だと思う。いただいた意見を参考にしながら続けていきたい。

○議長：花粉症対策でこれから全国で皆伐が増えてくる。需要がなく、またさらに材価が下落することもあり得る状況で、需要拡大も含めて検討が必要な課題と思う。

他に意見がないか求める。

○委員：不採算林は採算が取れない山の中の木というイメージだが、採算が取れるのであれば、空から運んで出すような手は考えられないのか。木を運ぶ専用のもの、空飛ぶ車ができればと感じた。

○委員：ヘリコプターで出している例はあるか。

○議長：吉野とか材価が高いところでヘリ集材がある。ベンチャー企業で空飛ぶ集材機のような形もある。県で方針を出している架線集材は、一部空中に浮かせる。これからどんどん技術が進んでいくと、いろんな選択肢が出てくると思う。

○委員：コストがかかるから、もちろん不採算林ということで、分かりました。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：木育の施設は、幼少期からの木育で環境問題、山に関心を持ってもらう大変重要な施設。林業にも関心を持つ、滋賀県の山を守る人をまず増やしていくことが重要だと思う。

○議長：本日の議事は以上。

委員の皆様からの意見をいただいた。貴重な意見を事務局で取りまとめて反映をお願いする。

○事務局：＜次回の審議会について説明を行う＞

○議長：以上で本日の審議を終了する。

4 閉会

○司会：以上をもって、第144回滋賀県森林審議会を終了する。

[15時01分 閉会]